

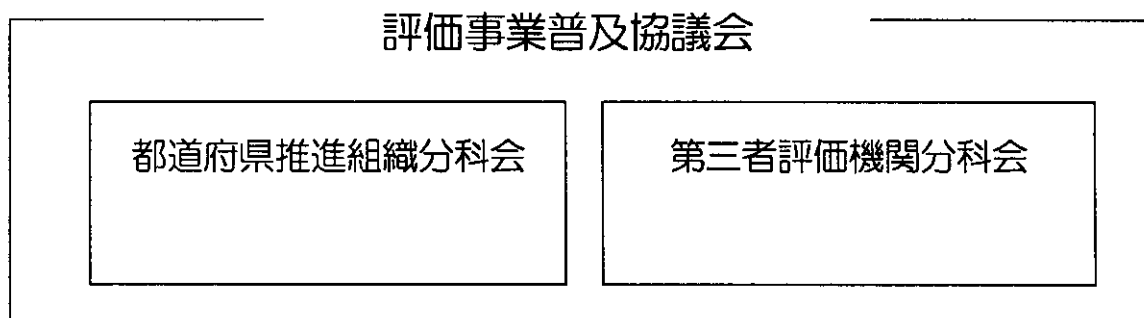
# 「評価事業普及協議会」について

## 1. 設置の趣旨

- 「福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証要件等に関する情報交換その他福祉サービス第三者評価事業に関する普及・啓発のための協議を行う」ことを目的として設置する。

## 2. 評価事業普及協議会の構成員

- ア) 都道府県推進組織
- イ) 都道府県推進組織が推薦する福祉サービス第三者評価機関若干名（各都道府県1～2の第三者評価機関）



## 3. 評価事業普及協議会における主な事業

- ア) 都道府県推進組織における福祉サービス第三者評価事業の取組み状況等に関する情報交換
- イ) 福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証等に関する情報交換
- ウ) 福祉サービス第三者評価事業に関する普及・啓発のための協議  
※平成 16 年度事業として福祉サービス第三者評価事業に関する共通的なパンフレットの作成、発行を予定。

#### 4. 平成 16 年度の全体的なスケジュール

	事項	会場等
平成16年		
5月 7日	●福祉サービス第三者評価事業全国担当者会議 ●評価事業普及協議会準備会	全社協 「灘尾ホール」
6月11日	○「評価事業普及協議会」の構成員となる①都道府県推進組織、②第三者評価機関、登録 (平成16年度第1次)締切	
7月 1日	○全社協、福祉医療機構(WAM NET)における福祉サービス第三者評価関連情報ページ稼動開始	
7月31日	○「評価事業普及協議会」の構成員となる①都道府県推進組織、②第三者評価機関、登録 (平成16年度第2次)締切	
8月30日 ～9月 2日  (予定)	●平成16年度「評価調査者指導者研修会」開催 (※開催要綱の確定、案内は7月上旬を予定。)	全社協 「灘尾ホール」
10月25日 ～ 27日  (予定)	●平成16年度「評価調査者養成研修会」開催 (※都道府県推進組織が整備されるまでの経過的な措置として実施。) (※開催要綱の確定、案内は9月上旬を予定。)	全社協 「灘尾ホール」
11月上旬	●平成16年度第1回「評価事業普及協議会」開催 (※都道府県における福祉サービス第三者評価事業の実施状況等について。)	東京都内
平成17年		
3月上旬	●平成16年度第2回「評価事業普及協議会」開催 (※児童、障害分野に関する第三者評価基準の考え方について。)	東京都内
5月31日	○平成16年度事業実績の把握	

## 5. 当面の手続き等について

### (1) 「評価事業普及協議会」の構成員となる者の登録等

○都道府県は、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づいて設置した都道府県推進組織を全国社会福祉協議会に届出を行う。

(様式1 / 都道府県→全社協 / 第1次締切：6月11日)

○都道府県推進組織は、都道府県推進組織に関する事項（プロフィール）を全国社会福祉協議会に登録する。

○あわせて都道府県推進組織は、都道府県推進組織が認証した福祉サービス第三者評価機関のなかから、評価事業普及協議会の構成員となる第三者評価機関を選考し（1～2機関）、その第三者評価機関に関する事項（プロフィール）を全国社会福祉協議会に登録する。

(様式2 / 都道府県推進組織→全社協 / 締切：6月20日)

### (2) 第三者評価事業に関する情報公開の予定等の把握

都道府県推進組織が行う第三者評価事業の情報公開の方法（媒体）に関する予定等を(1)にあわせて把握する。

## 6. 第三者評価事業に関する情報公開について

全社協、都道府県推進組織、福祉サービス第三者評価機関が、それぞれの役割分担のもとで福祉サービス第三者評価事業に関する情報公開を行う。

なお、WAM NET の活用については各県推進組織における情報公開の方法や意向を踏まえたうえで今後検討するものとする。

### (1) 全社協が行う情報公開

全社協ホームページに福祉サービス第三者評価事業に関するサイトを新設、以下の内容に関する情報公開を行う。

また、当面は、都道府県推進組織とのリンクによって第三者評価事業に関する情報公開の環境整備を進めていく。

#### ア 福祉サービス第三者評価事業の基本的な事項

- ・これまでの経過
- ・第三者評価事業の必要性、意義
- ・社会福祉法における位置付け など

#### イ 福祉サービス第三者評価事業の実施体制に関する事項

- ・仕組みの全体像
- ・「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」について

#### ウ 「評価事業普及協議会」に関する事項

- エ 「評価基準等委員会」に関する事項
- オ 評価調査者に対する研修に関する事項

(2) 都道府県推進組織が行う情報公開

ア 都道府県推進組織に関する事項

(例示)

基本情報

- ・都道府県推進組織名称
- ・推進組織担当部署名
- ・代表者名
- ・所在地
- ・連絡先
- ・URL
- ・設立日
- ・設置する委員会の概況 など

評価事業情報

- ・第三者評価機関認証要件
- ・第三者評価基準
- ・第三者評価の手法
- ・評価調査者養成研修、継続研修カリキュラム
- ・第三者評価結果の公表方法 など

イ 認証した第三者評価機関に関する事項

ウ 認証した第三者評価機関から報告された「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づく第三者評価結果

(3) 福祉サービス第三者評価機関が行う情報公開

(第三者評価機関に関する事項)

- ・所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関する事、資格又は経歴。氏名については非公開も可。）
- ・事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
- ・第三者評価の手法
- ・守秘義務に関する規程
- ・倫理規程
- ・料金表
- ・評価事業の実績

## 都道府県推進組織届出書

### 1. 都道府県所管部（局）課

部（局）課名			
担当者氏名		職名	
電話		FAX	

### 2. 都道府県推進組織

組織名称	※法人の場合には、法人格から記載してください。		
担当部署			
所在地	〒 _____		
電話		FAX	
推進組織設立日	平成 年 月 日		

受領

(様式2 / 都道府県推進組織⇒全国社会福祉協議会)

## 「評価事業普及協議会」登録票

### 1. 都道府県推進組織

組織名称	※法人の場合には、法人格から記載してください。		
所在地	〒 _____		
代表者名 (役職)			
担当部署			
担当者名 (役職)	※諸連絡の窓口となる方を記載してください。		
電 話		FAX	
URL		e-mail	
推進組織設立日	平成 年 月 日		

## 2. 第三者評価機関

(※複数の第三者評価機関を登録する場合には各々作成してください。)

組織名称			
	※法人格から記載してください。		
所在地	〒 _____		
代表者名 (役職)			
担当部署			
担当者名 (役職)			
	※諸連絡の窓口となる方を記載してください。		
電 話		FAX	
URL		e-mail	
設立日 (第三者評価事業開始日)	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
備 考	(推薦理由)		

受領

(都道府県推進組織⇒全国社会福祉協議会)

# 第三者評価事業に関する情報公開について

貴県推進組織における第三者評価事業に関する情報公開について以下の質問にご回答ください。

## 1. 実施状況

(1) 福祉サービス第三者評価事業に関する情報公開をすでに実施していますか。

- i) すでに実施している (開始時期：平成 年 月から実施。)
- ii) 実施に向けて準備中 (開始予定時期：平成 年 月から実施予定。)
- iii) 現段階では実施していない
- iv) その他 (具体的に記述： )

▶(2) どのような情報を公開していますか (する予定ですか)。 ※複数選択可

第三者評価事業情報

事業の概要  第三者評価基準  第三者評価機関認証要件

第三者評価の手法  評価調査者研修について

第三者評価機関に関する情報

第三者評価結果に関する情報

### 【媒体について】

i) 独自のホームページを開設して公開している (予定を含む。)

ii) その他

## 2. 今後の予定等

今後、「WAM NET」において第三者評価機関や第三者評価結果に関する情報公開の環境整備が図られた場合にその環境を活用しますか。

i) 活用する (活用に向けて検討する)

ii) 活用しない

(回答締切：平成 16 年 6 月 20 日)



# 「評価基準等委員会」について

## 1. 趣旨

○以下の業務を行うことを目的として、その公正・中立性及び専門性を確保する観点から学識経験者等で構成される「評価基準等委員会」を設置する。

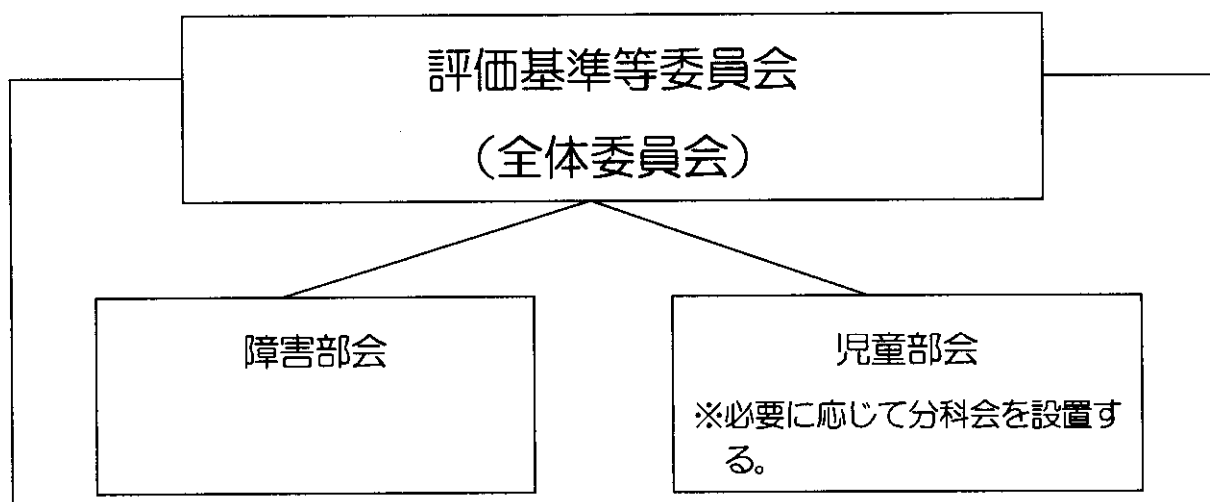
- ア 都道府県推進組織に関するガイドラインの策定・更新
- イ 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインの策定・更新
- ウ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの策定・更新
- エ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドラインの策定・更新
- オ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの作成・更新

## 2. 平成 16 年度事業について

○「第三者評価基準ガイドライン」と障害分野、児童分野の第三者評価基準との関係整理を行うとともに、必要なマニュアル等の作成を行う。

- ・ 障害分野
- ・ 児童等分野

保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設



### 3. 検討スケジュール

○5月中旬から下旬を目途に、研究組織の整備、第1回全体会を開催。

○8月下旬 中間的なとりまとめを行い、「評価調査者指導者研修会」カリキュラムに反映。

○平成17年3月 平成16年度の検討成果に関するとりまとめ。

## 措置費（運営費）の弾力運用の見直しについて

- 社会福祉施設の措置費の運用について、規制改革推進3カ年計画（平成15年3月28日閣議決定（再改定））の指摘を踏まえ、運用の制約を見直し、措置費の一層の弾力化を図った。

### 【見直しのポイント】

- 同一法人が運営する措置施設の整備に係る償還金及び法人本部の運営費として充当できる措置費の対象範囲を拡大した。
- 人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金の積立限度額を撤廃し、中・長期的な視点で目的をもって積立てることができることとした。

- 弾力運用を認めるにあたり、以下の要件を課した。
  - ① 社会福祉法人会計基準により作成された計算書類を公開。
  - ② 次のア又はイのいずれかを実施。
    - ア 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び苦情内容や解決結果の公表。
    - イ 福祉サービスの第三者評価の受審及び結果の公表。

## 措置費の弾力化に関する第三者評価の適用関係

	① 救護施設、老人ホームなど ②③以外のサービス	② 障害児施設	③ 児童福祉施設(②を除く)
16年4月まで	<p>旧通知に基づく第三者評価又は都道府県が 適当と認めた第三者評価の受審・公表</p> <p>(対象サービス)                      救護施設                      更生施設                      授産施設                      養護老人ホーム                      軽費老人ホーム                      身障者福祉ホーム                      知的者福祉ホーム                      身障者福祉工場                      他</p> <p>(旧通知)平成13年5月15日付け社授発第880号「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」</p>	<p>旧障害者・児通知に基づく第三者評価又は都道府県 が適当と認めた第三者評価の受審・公表</p> <p>(対象サービス)                      盲児施設                      ろうあ児施設                      難聴幼児施設                      肢体不自由児施設(入・通)                      肢体不自由児療護施設                      重症心身障害児施設                      知的障害児施設                      知的障害児通園施設</p> <p>(旧障害者・児通知)平成13年7月11日付け障発第296号 「平成13年度版 障害者・児施設のサービス共通評価基準」</p>	<p>旧児童通知に基づく第三者評価又は都道府県 が適当と認めた第三者評価の受審・公表</p> <p>(対象サービス)                      児童養護施設                      母子生活支援施設                      乳児院                      児童自立支援施設                      情緒障害児短期治療施設                      (保育所)</p> <p>(旧児童通知)平成14年4月22日付け雇児発第0422001号「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」及び平成15年5月28日付け雇児発第0528006号「児童福祉施設(児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設)における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」</p>
16年5月以降 ～ 19年3月まで	<p>新通知に基づく福祉サービス第三者評価の受審・公表</p> <p>但し、平成19年3月までの間は、旧通知、旧障害者・児通知及び旧児童通知又は、都道府県が適当と認めた第三者評価の受審・公表でも差し支えない</p>		
19年4月以降	<p>新通知に基づく福祉サービス第三者評価の受審・公表</p>		

(案1)

平成16年 月 日  
雇児発第 号  
社援発第 号  
老発第 号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用  
及び指導について」の一部改正について

標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により行われているところであるが、先般、福祉サービス第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について」（平成16年 月 日雇児発第 号、社援発第 号、障発第 号、老発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出したことから、標記通知の一部を別添のとおり改正することとしたので了知のうえ、管内関係機関及び各法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

- 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」【新旧対照表】  
 (平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

改正前 (旧)	改正後 (新)
<p>1 運営費の弾力運用が認められる要件について</p> <p>(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又はイが実施されていること。</p> <p>イ 「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について」(平成13年5月15日社援発第880号)、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」(平成14年4月22日雇児発第0422001号)又は「平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準」について(平成13年7月11日障発第296号)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	<p>1 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>イ 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年5月7日雇児発第〇〇号、社援発第〇〇号、障発第〇〇号、老発第〇〇号、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>

(案2)

平成16年 月 日  
雇児福発第 号  
社援基発第 号  
障障発第 号  
老計発第 号

都道府県  
各指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局計画課長

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用  
及び指導について」の一部改正について

標記については、平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知により行われているところであるが、今般その一部を別添のとおり改正することとしたので了知のうえ、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようご配慮願いたい。

## ○「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」【新旧対照表】

(平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知)

改正前 (旧)	改正後 (新)
<p>(問4) 局長通知の1の(4)のイの第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。</p> <p>(答) 1. 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。 このため、原則として局長通知の1の(4)のイの通知で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。 なお、当該第三者評価が局長通知の1の(4)のイに示す指針の趣旨に照らし、都道府県が適当と認める評価については、その結果を公表することにより、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>2. 略</p>	<p>(問4) 同左</p> <p>(答) 1. — 中略 —</p> <p>なお、平成19年3月までは、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」(平成13年5月15日社援発第880号)、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(平成14年4月22日雇児発第0422001号)、「児童福祉施設(児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設)における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(平成15年5月28日雇児発第0528006号)、「平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準」について(平成13年7月11日障発第296号)(以下「旧指針」という。)に基づく評価又は、旧指針の趣旨に照らし、都道府県が適当と認める評価については、その結果を公表することにより、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。</p>



社援基発第 0507001 号  
平成 16 年 5 月 7 日



各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

平成 16 年度福祉サービス第三者評価推進事業に係る国庫補助協議について

標記事業については、平成 15 年 4 月 22 日社援基発第 0422001 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「福祉サービスの第三者評価推進事業の実施について」により、実施しておりますが、本日付けで「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」（平成 13 年 5 月 15 日付け社援発第 880 号）を全面的に見直し、新指針となる「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成 16 年 5 月 7 日付け雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号）を発出したところです。

このため、平成 16 年度における国庫補助については、新指針に基づく体制整備を進める観点から、「福祉サービスの第三者評価推進事業補助方針」（別紙 1）により、事業の普及・定着を図ることとしております。

ついでには、「平成 16 年度福祉サービス第三者評価推進事業国庫補助協議書」（別紙 2）により、平成 16 年 5 月 28 日（金）までに国庫補助協議を行われますようお願いいたします。

連絡先  
厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課施設係 山田、吉田  
TEL 03-5253-1111 (内2869、2868)  
FAX 03-3591-9898

## 福祉サービス第三者評価推進事業補助方針

本事業は第三者評価事業の全国的な普及・定着のために、各都道府県における体制整備を推進するための事業であり、「福祉サービス第三者評価事業の指針について」（平成16年 月 日付け雇児発第 号、社援発第 号、老発第 号、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、都道府県推進組織の設置、第三者評価機関の認証及び評価調査者の養成等を円滑かつ適切に実施し、公正な福祉サービス第三者評価事業の普及・定着を図ることを目的に、次のような観点で補助するものである。

1. 平成16年度及び本格実施までの都道府県推進組織等の実施計画が適切であること。
  - (1) 都道府県推進組織、第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会の設置、実施主体及び今後の事業計画等
  - (2) 第三者評価機関認証委員会における第三者評価機関の認証要件の策定計画等（委員会開催予定、体制、認証方法・手順及び苦情等への対応方法等）
  - (3) 第三者評価基準等委員会における評価基準・評価手法の策定計画等（委員会開催予定、体制、基準の内容、情報公開の方法・内容、第三者評価の普及方法及び結果の取扱い等）
  - (4) 都道府県推進組織等における指導者養成研修及び評価調査者の養成研修の実施計画（時期、日程及び養成人数等）
2. 評価調査者の養成研修について、各都道府県の評価調査者の養成を担う指導者の養成、及び評価調査者の養成研修が第三者評価機関の認証の見込みや評価対象事業所数等を考慮の上、適正な計画となっていること。

（参考）社会福祉法人全国社会福祉協議会において、以下の日程で研修を実施予定。

  - ①評価調査者指導者研修 平成16年8月30日～9月2日
  - ②評価調査者養成研修 平成16年10月25日～27日
3. 今年度の協議が第三者評価機関の立ち上げ及び評価調査者の養成研修の実施等に係る協議で、都道府県推進組織の設置（設置済みを除く。）が翌年度以降の都道府県については、17年度の補助対象とする場合があること。
4. 第三者評価モニター事業を実施する際には、新たな指針に基づき実施することを前提とし、その実施目的が明確であること。
5. 平成15年度に補助した都道府県に対しては補助しないものであること。

平成16年度福祉サービス第三者評価推進事業  
国庫補助協議書

都道府県 ( )  
 担当部署 ( )  
 担当者 ( )  
 電話番号 ( )  
 E-mail ( )

第1 平成15年度国庫補助事業実施の有無 (いずれかに○を付すこと)

有	無
---	---

第2 所要額調書

	第三者評価機関育成支援事業		第三者評価モニター事業	計
	直接補助分 (都道府県実施分)	間接補助分 (社協等他機関実施分)		
A 総事業費	円	円	円	円
B 寄附金その他収入額	円	円	円	円
C 差引額 (A-B)	円	円	円	円
D 対象経費支出予定額	円	円	円	円
E 選定額 (C, Dいずれか 低い額)	円	円	円	円
F 都道府県補助額		円	円	円
G 国庫補助協議額 (E, Fのいずれか 低い額) × 1/2	円	円	円	円

注1) 総事業費の算定にあたっては、「平成15年度在宅福祉事業費補助金(地域福祉推進等事業費)の国庫補助について」(平成15年11月4日厚生労働省発社援第1104002号)の福祉サービスの第三者評価推進事業に係る規定に基づくこと。  
 注2) 別添「国庫補助基準額に係る支出予定額明細書」を添付すること。



## 第4 事業の実施

### 1 第三者評価機関育成支援事業

(都道府県推進組織の立ち上げに関すること。)

①実施主体 (都道府県で直接行う場合、部局課名及び実施体制のみ記載。)

ア 団体名			
イ 所在地			
ウ 設立年月日	年 月 日		
エ 実施体制	合計 名	常 勤 うち 専任 名 兼任 名	非 常 勤 名

### ②事業計画

ア 体制整備 (第三者評価機関 認証委員会)	第 三 証 者 委 員 会 機 関	開催予定時期	参加団体・出席人数		内 容		
	委員の人数			人			
	認 証 等	認証体制					
		評価機関の認証予定数			カ所		
		認証の方法、認証の手順、認証にあたり参照した内容等					
	評 価 機 関 立 ち 上 げ (予 定) 状 況	団 体 名	所 在 地	設立年月日	代表者氏名	法人格 (種類)	既設・予定
							既設・予定
						既設・予定	
						既設・予定	
						既設・予定	
						既設・予定	
						既設・予定	
						既設・予定	
検 討 項 目	苦情等への対応方法		検討する		検討しない		
	検討する場合の内容・方法・計画						

イ 体制整備 (第三者評価基準)	第三者委員会	開催予定時期	参加団体・出席人数	内 容		
	評価基準					
	委員の人数		人			
基準の策定	評価基準策定方法	新指針により策定 ・ 当面旧指針による基準 ・ 独自基準を策定				
	策定方針等					
検討項目	情報公開	検討する		検討しない		
	検討する場合の内容・方法・計画					
	普及啓発・広報	検討する		検討しない		
	検討する場合の内容・方法・計画					
	評価の公表	検討する		検討しない		
	検討する場合の内容・方法・計画					
ウ 評価調査者養成研修等	全社協における指導者養成研修の受講（予定）者数		人			
	都道府県内の評価調査者養成（予定）者数		人			
	都道府県内の評価対象施設数					
	身障施設	カ所	知的施設	カ所	児童福祉施設	カ所
	老人施設	カ所	その他	カ所		
	開催予定時期	参加人数（見込み）		開催日数・時間	研修内容	
	その他の研修内容等があれば記入して下さい					
エ その他支援 第三者評価の	事業名・実施予定内容等					

2 第三者評価モニター事業(実施主体ごとに各々作成すること。)

(1) 実施主体

ア 団 体 名					
イ 所 在 地					
ウ 設 立 年 月 日	年 月 日				
エ 代 表 者 氏 名					
オ 実 施 体 制	合 計	名	事 務 局 員	常 勤	名 非 常 勤 名
	評 価 調 査 者	常 勤	名 非 常 勤	名	評 価 決 定 委 員
カ 評 価 実 績 数	事業所				
キ 実 施 目 的 (該当するものに○を付 すこと)	新基準の試行 ・ 第三者評価事業の普及・啓発 ・ その他 ( )				
	具体的な内容				

(2) 事業計画

(1) 実施予定事業所数									
合 計	カ所								
身障施設	カ所	知的施設	カ所	児童福祉施設	カ所	老人施設	カ所	その他	カ所
(2) 1 事業所あたりの評価調査者数		人							
(3) 1 事業所あたりの事業期間		日間							
(4) 評価方法の概要等									

(別添) 国庫補助基準額に係る支出予定額明細書

1 第三者評価機関育成支援事業

この明細書に書く内容は、

- ①都道府県が直接実施する場合、在宅福祉事業費補助金(地域福祉推進等事業費)交付申請(以下交付申請)別紙2の(7)福祉サービスの第三者評価推進事業費支出予定額内訳書(以下内訳書)の都道府県実施分に書くこととなります。
- ②社協等他機関が実施する場合、交付申請別紙2のイ第三者評価機関等実施分に書くこととなります。
- ③都道府県と社協等他機関が実施する場合、各々別業にして下さい。
- ④複数の他機関が実施する場合も、各々別業にして下さい。
- ⑤合計額(A)(B)欄の金額は、協議書の第2所要額調書、対象経費支出予定額欄の額となります。

区 分	金 額	積 算 内 訳		
		経 費	金 額	内 訳
1 体制整備費	千円	報償費 旅費 需用費 使用料及び賃借料 役務費 委託料	千円	
2 研修等				
3 認証等				
4 基準の策定				
5 その他育成支援活動費 (1～4以外に予定されている経費)				
6 普及啓発・広報費				
7 その他				
合 計 額 (A)				

2 第三者評価モニター事業(実施主体ごとに各々作成すること。)

区 分	金 額	積 算 内 訳		
		経 費	金 額	内 訳
第三者評価モニター事業費	千円	報償費 旅費 賃金 需用費 使用料及び賃借料 役務費	千円	
合 計 額 (B)				

総合計額 ((A) + (B))		(別紙「第2所要額調書」中の「D対象経費支出予定額」に同じ)
------------------	--	--------------------------------

(記入上の注意事項)

- (1) 都道府県が、本事業の実施を適当と認めた者に委託した場合、内訳欄に委託料の支出内訳を記入すること。
- (2) 積算内訳については、対象経費として列記されている経費ごとに記入すること。
- (3) 経費・金額欄については、経費ごとに総額を記入することとし、内訳については、積算内容がわかるように単価、部数、人数等を記入すること。